

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第六十二号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「及びこれに対する地域手当の月額」を、「これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額」に改める。

別表第一備考2、別表第二備考2、別表第三口の表備考2及びハの表備考2、別表第四備考2並びに別表第五口の表備考2及びハの表備考2中「100分の98.59」を「100分の99.11」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「百分の九十八・五九」を「百分の九十九・一一」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「百分の九十八・五九」を「百分の九十九・一一」に改める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第十五条第七項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。